平成27年第4回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第7号
受理年月日	平成27年11月19日
件名	『「安全保障関連法」(国際平和支援法、平和安全法制整備法)をすみやかに廃止し、立憲主義の原則を堅持するこ
	に
請願者の住所	
及び氏名	髙橋 明弘 外200名
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	中村洋子、高橋伸治、日高英城

【請願趣旨】

2015年9月19日、安全保障関連法案が国会で可決、成立しました。この法律は、歴代の内閣が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使を容認し、戦闘地域での武器や燃料を補給する兵たん活動、戦争状態の地域での治安維持活動などが盛り込まれた内容になっています。この法律は「平和・安全」の名を掲げていますが、戦後日本が守ってきた平和主義・専守防衛の「国のかたち」を根底から覆し、日本が武力紛争の当事国として、海外での戦争に加わることに道を開くことになり、むしろ「平和・安全」がおびやかされることになります。この法律が、「国際紛争を解決する手段としての武力の行使は永久に放棄する」とした憲法9条に違反していることは明らかです。

この法案に対して、戦争体験者や全国各地の大学人からは、反対声明やアピールが相次いで発表されました。多くの憲法学者や元内閣法制局長官、法律家らも違憲と指摘しました。そして、これまで政治にかかわったことのない若者や子育て中の女性たちからも「勝手に決めるな」「だれの子も殺させない」との声が挙がるなど、地域や世代を超えて反対運動が展開されました。また、わが北本市議会をはじめ多くの地方自治体から「法案の慎重審議」や「廃案」を求める意見書が提出されました。さらに、法律が成立した直後の全国紙の世論調査でも、「法成立反対・評価しない」や「憲法違反」の声がなお過半数を占め、「政府の説明が不十分」が70%を超える数値になっています。

このような国民世論の反対の声を踏みにじり、採決を強行し成立させたことは、憲法の根幹である「国民主権」をないがしろにするものです。また、憲法改正を経ずして、閣議決定で憲法解釈を変更することは、「立憲主義」を否定し、国の存立を根本から覆すものです。憲法第98条では「最高法規である憲法に反する法律は効力をもたない」とし、第99条では大臣、国会議員などは憲法を尊重し擁護する義務を課していることから、憲法違反である安全保障関連2法は無効であり、すみやかに廃止すべきです。そして、憲法の

規定に基づいて政治を行うという立憲主義の原則に立ち返るべきです。 よって、北本市議会として、上記の趣旨を踏まえた意見書を、衆参両院議 長及び内閣総理大臣に提出していただきますよう請願いたします。

【請願事項】

- 1 「安全保障関連法」をすみやかに廃止すること
- 1 立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を生かすこと